

(申請者)

住所

氏名

足都 収第 号

様

公園施設設置許可書（案）

令和 年 月 日付で申請のありました 公園における公園施設設置について、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

令和 年 月 日

足立区長 近藤 弥生

記

公園施設の所在 種類及び数量	_____公園 (足立区_____丁目____番____号) _____㎡
設 置 の 目 的	公園利用者の利便性に供するため
設 置 の 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
公園施設の管理組織	_____
公園施設の管理規則 及び管理計画	別添協定書のとおり
公園の復旧方法	占用終了時の清掃及び原形復旧
公園施設の 種類・数量	自動販売機1台、回収ボックス1個
工事着手から 完了の期間	
使 用 料	「_____公園の運営管理業務に関する協定書」で定めた使用料とする
許 可 条 件	裏面のとおり

許 可 条 件

- 1 設置する公園施設(以下「公園施設」という)は、設置の目的以外に使用してはならない。
- 2 公園施設の管理運営方法は、都市公園法・同施行令・及び足立区立公園条例・その他関係法令等・協定書・誓約書を遵守すること。
- 3 上記2の運営管理方法の事項を変更しようとするときは、事前に書面により届出、区長の承認を受けること。
- 4 公園施設及びその周辺は、公園の良好な環境を損なわないよう、十分に配慮し管理すること。
- 5 許可を受けた者が、許可書の条項に違反したときは、管理運営の改善または取消を命ずることがある。
- 6 許可を受けた者が、誓約書に違反していることが判明したとき、又は別紙「暴力団等排除に関する特約条項」に該当するときは、運営管理の取消を命ずる。この場合には、許可を受けた者に何ら催告を要しないものとする。
- 7 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園施設を原状に回復し、速やかに返還しなければならない。
 - (1) 許可を受けた者が自ら廃止するときまたは区長から許可を取り消されたとき。
 - (2) 管理運営の期間が満了したとき。
- 8 許可を受けた者は、その責に帰すべき事由により公園施設等を壊損したときは、その損害を賠償すること。
- 9 許可を受けた者は、公園施設の管理運営にあたり、事故防止及び防犯に万全の措置を講じなければならない。事故が発生したときは、直ちに報告し、許可を受けた者の責任において対処すること。
- 10 許可を受けた者は、この許可によって得た権利を譲渡または転貸してはならない。
- 11 足立区が必要があると認めたときは、立入検査を実施し、または許可を受けた者に対し資料の提出を求めることができる。
- 12 設置許可申請は、年度毎に行ない、許可の更新を受けるものとする。
なお、許可の更新をしようとするときは、期間の満了する30日前までに、許可書の写しを添付のうえ、更新の申請をすること。